

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

新旧対照表

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例 平成十八年福岡県条例第五十四号	
改 正	現 行
<p>管理運営等の要件)</p> <p>第八条 管理運営等に係る要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇六 略)</p> <p>七 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行くときは、子どもが乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。</p> <p>八 通園を目的とした自動車 運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認 子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うこと。</p> <p>九〇十二 略)</p>	<p>管理運営等の要件)</p> <p>第八条 管理運営等に係る要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇六 略)</p> <p>新設)</p> <p>新設)</p> <p>七〇十 略)</p>